

総合個人年金

「マイプラン」 「ガッチャリプラン」(拠出型企業年金保険)

脱退手続きのご案内

契約者：ソニーグループ株式会社

事務代行：株式会社 N S F エンゲージメント

引受保険会社：明治安田生命生命保険相互会社(事務幹事)

<目次>

はじめに	1
<hr/>	
1. コース選択について	2
(1)一時金受取	3
(2)年金受取コース	3
①年金種類について	4
②年金原資について	6
③退職時一時積立について	6
④年金受取に係る税金について	7
<hr/>	
2. 手続き方法について	8
(1)必要書類一覧	8
(2)書類提出先と締切日	9
(3)退職時一時積立 手続き方法	9
<hr/>	
3. 書類受領後の送金スケジュール	10
<hr/>	
4. 各種通知書の送付スケジュール	11
<hr/>	
5. よくあるお問い合わせ	12
<hr/>	
6. お問い合わせ先	13

<ご参考>

(資料)給付額試算表①、②

◆資料の見方

共通項目は薄橙色、一時金受取は青色、年金受取は緑色で記載しています。

はじめに

脱退手続きの流れ

step1 受取コースをご選択ください。

» 1.コース選択について P.2～参照

step2 手続き方法・必要書類をご確認のうえ、書類をお送りください。

» 2.手続き方法について P.8～参照

書類の受領通知について

(株)N S F エンゲージメントより書類受付のお知らせはお送りいたしません。

確認が必要な方は個別にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

送金スケジュール・保険会社からの通知物の発送スケジュールについて

» 3.書類受領後の送金スケジュール P.10、

4.各種通知書の送付スケジュール P.11参照

<再雇用期間中の脱退について>

定年退職後もソニーグループに在籍され、給与控除が可能な限りは65歳まで継続して積立を行います。積立終了を希望される方は脱退手続きをお取り下さい。

- ・定年退職後の在職者は在職しながら年金を受け取ることが可能です
- ・脱退と同時であれば、退職時一時積立を利用出来ます

コース選択について

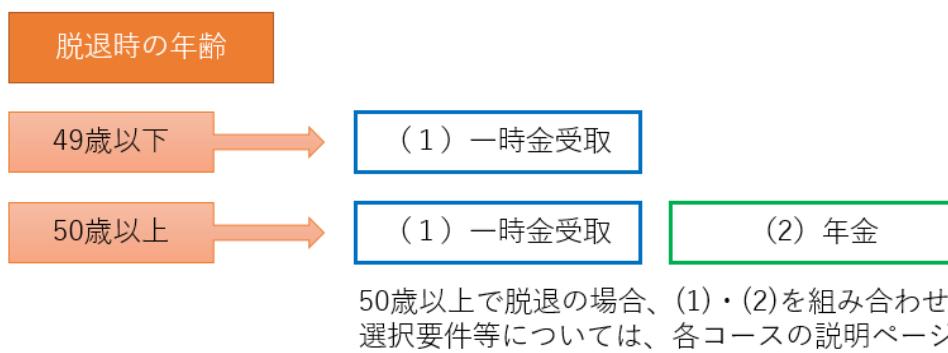
1. コース選択について

●積立金の給付内容

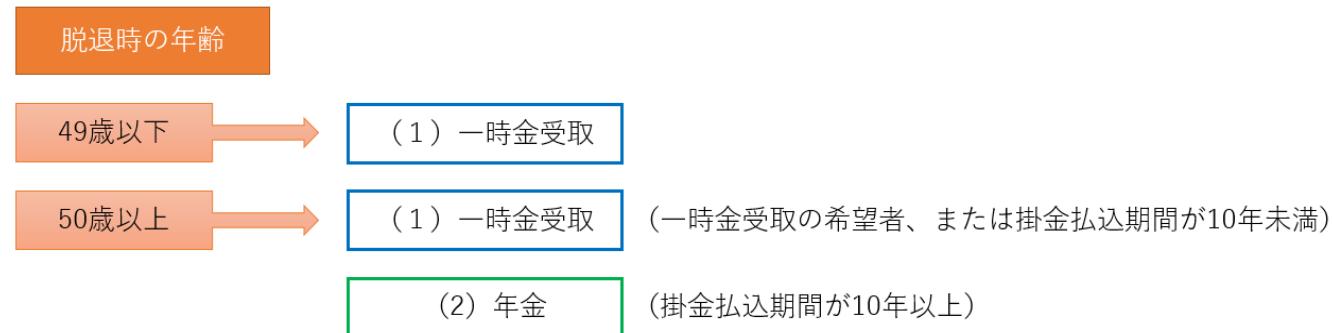
給付内容	
(1) 一時金受取	積立金を一時金でお受け取りいただけます。 49歳以下で脱退される方は一時金受取コースのみ選択可能です。
(2) 年金受取コース	積立金を年金でお受け取りいただけます。 詳細は「1. (2)年金受取コース」にてご確認ください。 ※定年退職前の在職者は在職中の年金受取はできません。

●各コースの選択要件

◇マイプラン



◇ガッチャリプラン



コースを組み合わせての受取は出来ません。
「全額一時金受取」または「全額年金受取」となります。

※詳細は各コースの説明ページをご確認ください。

※一時金受取か年金受取か迷われる場合は、一旦「年金受取」をご選択のうえ、

「年金繰延（10年以内）」のお手続きをお取りください。

繰延期間中、年金開始の2か月前までであれば、一時金受取への変更や年金種類の変更も可能です。
(年金種類の変更は受取方法における最低必要残高を満たしていた場合に限ります)

一時金でのお受け取り

(1)一時金受取

年金受給権取得時(退職時)にご加入者本人が一時払いの請求をされた場合、
および49歳以下の脱退や年金選択要件を満たさない場合には一時金でお受け取りいただきます

書類の提出は毎月20日(休日の場合には直前の営業日)締切で、送金予定日は翌月25日頃です。
ただし、最終保険料の控除が完了している方は翌月5日頃の送金となります。
税金に関するお取扱いは「よくあるご質問」をご確認ください。

年金でのお受け取り

(2)年金受取コース

年金原資(積立金)とその運用によって得られる配当金(生じた場合)を、ご加入者本人に
年金としてお受け取りいただきます。
年金選択条件等については①～③をご確認くださいますようお願いいたします。

◆年金支払日について

2、5、8、11月の15日に3か月分まとめて送金いたします。 (土日の場合は翌営業日送金)

◆年金繰延について

退職(脱退)後、最初に到来する年金支払開始月より10年以内で年金繰延が可能です。

◆在職者の年金受取について

定年退職前かつソニーグループに在籍されている方は、在職中の年金受取は出来ません。
定年退職後、雇用延長・再雇用期間中の方は在職中であっても年金受取は可能です。

◆コースごとのポイント

マイプラン

- ・50歳以上で脱退(退職)される方が選択可
- ・年金種類ごとに「最低必要積立金額」の設定があります。(詳細は②参照)

ガッチャリプラン

- ・保険料払込期間が10年以上かつ50歳以上で脱退(退職)される方が選択可
 - ・年金支払い開始日時点で60歳未満の場合は、確定年金の選択は不可
- ※15年保証期間付終身年金をご選択いただくか、年金繰延で60歳以降受取開始となるようご指定ください。

年金でのお受け取り

①年金種類について

以下の5種類の中より1種類をご選択いただきます。

同じプラン内で複数の年金を組み合わせて受け取ることは出来ません。

<確定年金>

- ・10年確定年金
- ・15年確定年金
- ・20年確定年金

<終身年金>

- ・15年保証期間付終身年金
- ・15年保証期間付夫婦連生終身年金

●確定年金(10年、15年、20年)

- ・10・15・20年、年金をお支払いいたします。
- ・年金支払期間中に一時金でのお受け取りを希望される場合には、残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いいたします。
- ・年金支払期間中に年金受取人(加入者)が亡くなられた場合には、遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金に代えて未払年金現価をお支払いいたします。



年金支払い期間 (10年、15年、20年のいずれか)

年金でのお受け取り

●15年保証期間付終身年金

- ・保証期間中(15年間)は、加入者の生死に関わらず、年金をお支払いします。
- 16年目以降は、加入者が生存している限り年金をお支払いします。
- ・保証期間中(15年間)に一時金でのお受け取りを希望される場合には、残余保証期間に
対応する未払年金現価をお支払いいたします。保証期間経過後、年金受取人(加入者)が
生存されている場合には年金の支払いを再開します。
- ・保証期間中(15年間)に年金受取人(加入者)が亡くなられた場合には、遺族に残余保証期間
年金をお支払いするか、年金に代えて未払年金現価をお支払いいたします。

保証期間 (15年)



※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

※15年保証期間付終身年金では、受取を保証しているのは保証期間のみとなりますので
受取総額が払込保険料総額や年金原資額より少なくなる場合があります。

●15年保証期間付夫婦連生終身年金

※保険料払込完了年齢が満60歳以上の場合のみ選択可

- ・保証期間中(15年間)は、加入者の生死に関わらず、年金をお支払いします。
- 16年目以降は、加入者または配偶者が生存している限り年金をお支払いします。
- ・保証期間経過後に配偶者様へ年金お支払いする場合には、年金額は加入者へお支払いして
いた年金額の60%の金額となります。
- ・配偶者が先に死亡された場合、加入者の年金額が変更になることはありません。
- ・保証期間中(15年間)に一時金でのお受け取りを希望される場合には、残余保証期間に
対応する未払年金現価をお支払いいたします。保証期間経過後、年金受取人(加入者)
または配偶者が生存されている場合には年金の支払いを再開します。
- ・保証期間中(15年間)に年金受取人(加入者・加入者の配偶者)が亡くなられた場合には、遺族
に残余保証期間年金をお支払いするか、年金に代えて未払年金現価をお支払いいたします。

保証期間 (15年)



※15年保証期間付夫婦連生終身年金では、受取を保証しているのは保証期間のみとなります
ので受取総額が払込保険料総額や年金原資額より少くなる場合があります。

※配偶者が先に死亡された場合、年金受取人(加入者)の年金額が変更になることはありません。

※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

年金でのお受け取り

②年金原資について

年金原資は、保険料払込完了時の積立金残高(退職時一時積立を含む)から充当します。

◇マイプラン

年金への積立金充当額を自由に設定できますが、初年度年金月額が1万円以上(15年保証期間付夫婦連生終身年金は2万円以上)であることが必要です。

ご参考：マイプランの各年金コース設定に必要な年金原資額(積立残高)

年金の種類	最低必要積立金額
確定年金	10年 1,140,330円
	15年 1,659,530円
	20年 2,147,450円
15年保証期間付終身年金	2,461,640円 ※1
15年保証期間付夫婦連生終身年金	6,282,620円 ※2

※1 60歳男性の場合 ※2 本人60歳男性、配偶者50歳女性の場合

※記載の数値は将来改定されることがあります。ただし年金受給権取得後の改定はありません。

◇ガッチャリプラン

積立金残高全額を年金へ充当いただく必要があります。(積立充当金額は指定できません)

③退職時一時積立について

ご希望のコースに必要な積立金額に達していない場合や、余剰資金を活用して年金原資を増やしたい場合、退職(脱退)時に一時積立をすることが出来ます。

なお、制度運営手数料として約1.3%が控除され、残りが積立残高に加算されます。

また、年金受取開始時までは決算時の制度運営手数料(約0.1%)が控除されます。

●積立限度額

年金種類	脱退時最終残高	積み増し上限額
確定年金	3,000万円以下	最終残高
	3,000万円超	3,000万円
終身年金	残高要件なし	3,000万円

<例>

◇確定年金の場合 A.積立残高が1,000万円の場合⇒退職時一時積立金は1,000万円が上限
B.積立残高が4,000万円の場合⇒退職時一時積立金は3,000万円が上限

◇終身年金の場合 C.積立残高が100万円の場合⇒退職時一時積立金は3,000万円が上限
※最終残高に関わらず、3,000万円が上限

④年金受取に係る税金について

加入者本人が受け取る年金については次のように税金がかかります。

個別の取り扱いについては、税務署や税理士にお問い合わせくださいますようお願いします。

- ・雑所得に該当し、他の所得と合算して課税対象となります。
- ・源泉徴収の有無に関わらず、年金受取期間中は確定申告が必要です。
- 申告の際には翌年1月下旬ごろ送付される「年金支払証明書」をご使用ください。
- ・私的年金に該当し、公的年金等控除は利用できません。

●課税対象額 計算方法

受取年金額の全額が課税対象になるわけではありません。課税対象額は以下の通りです。

お受け取りになる年金額からその額に対応する払込保険料相当額(必要経費)を差し引いたものが雑所得となります。

$$\text{課税対象額} = \text{年金の支払金額} - \text{年金の支払金額に対応する保険料 (必要経費)}$$

$$\text{年金の支払金額に} \\ \text{対応する保険料} = \text{年金の支払金額}^{\text{*1}} \times \frac{\text{払込保険料総額}^{\text{*2}}}{\text{年金支払見込総額}^{\text{*3}}}$$

※1 年金開始後の配当により増額された年金は除きます

※2 払込保険料総額とは全期間の年金をお受け取りになるためにお払込みいただいた金額です

※3 年金支払見込総額とは、保証期間にお受け取りいただく年金の総額です

なお、保証期間付終身年金の場合には、保証期間または年金開始時の平均余命のどちらか長い期間にお受け取りいただく年金の総額(見込みの額)です

課税対象額が25万円以上の場合には10.21%の源泉徴収をします。

なお、源泉徴収税額は、受取金額に対する確定した税金ではありません。確定申告により他の所得とあわせて税金の過不足を計算します。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

脱 退 手 続 き 方 法

2.手続き方法について

(1)必要書類一覧

◎は必須書類、その他は該当する場合のみご提出をお願いいたします。

マイプラン・ガッチャリプランともに脱退される場合には、それぞれ保険給付金請求書をご提出ください。

●一時金受取

拠出型企業年金保険給付金請求書	◎	
個人番号(マイナンバー)確認書類		一時金受取額が100万円を超える方

●年金受取コース

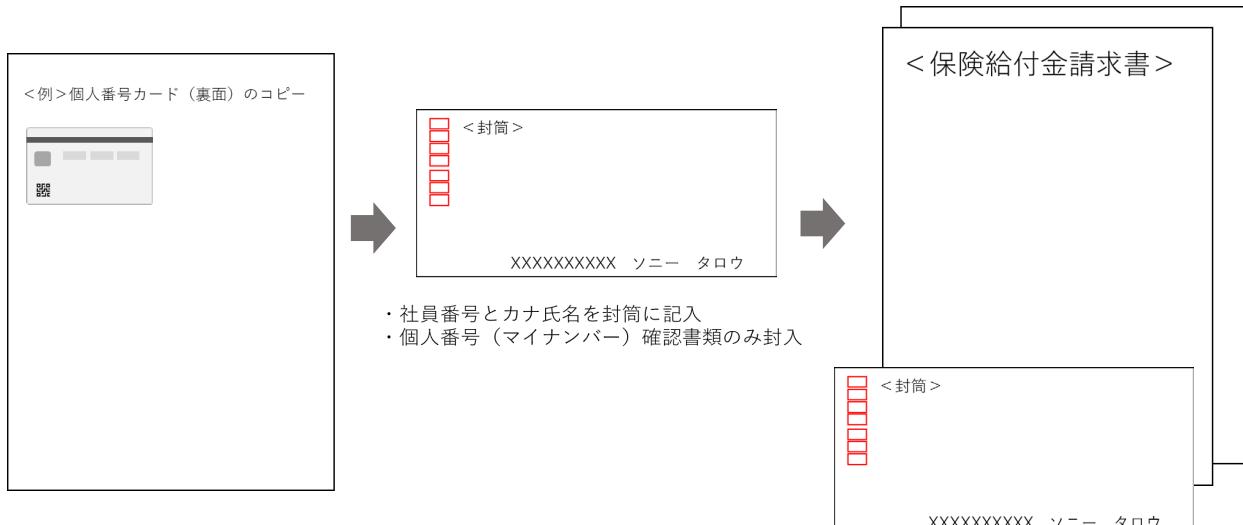
拠出型企業年金保険給付金請求書	◎	
退職時一時積立申込書		退職時一時積立 希望者
個人番号(マイナンバー)確認書類		年金年額が20万円を超える方
配偶者の記載された戸籍謄本 または 社員本人との続柄が明記された住民票 ※発行日より6か月以内の原本		15年保証期間付夫婦連生終身年金 選択者

<個人番号(マイナンバー)確認書類>

いずれか1つをご提出ください。

- ・個人番号(マイナンバー)カード(裏面)のコピー
- ・通知カードのコピー
- ・個人番号の記載のある住民票の写し

個人番号(マイナンバー)確認書類は、お手持ちの封筒に封入のうえ、保険給付金請求書と一緒にお送りください。



脱 退 手 続 き 方 法

(2)書類提出先と締切日

以下に記載の締切日までに提出先必着にてご提出ください。

(休日の場合には直前の営業日締切)

●締切日

退職に伴う脱退：退職月20日

在職中の脱退：毎月20日(給与控除は締切日の属する月まで行います)

●提出先

〒141-0001 東京都品川区北品川6丁目7-29 ガーデングレイス品川御殿山3階

(株)N S F エンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンター

(3)退職時一時積立 手続き方法

「マイプラン」「ガッチャリプラン」とともに退職時一時積立をすることが可能です。

●手順1 書類の作成

退職時一時積立を希望されるプラン用の「退職時一時積立申込書」にご記入・ご捺印ください。

●手順2 書類の送付

給付金請求書等の必要書類とあわせて、(2)に記載の書類提出先までお送りください。

書類の提出期限はご退職月の20日までとなります。

●手順3 積立金のお振込み

手順2の通り、「退職時一時積立申込書」を送付後に「退職時一時積立のご案内」に記載の振込先までお振込みください。入金期日はご退職月翌月の20日です。

ただし、確定拠出年金(DC)を一時金で受け取り、それを退職時一時積立に充当される方は退職月の3か月後月末までに着金するようお振込みください。

<7月退職者の場合>

書類提出締切日 7月20日

退職時一時積立金振込期限 8月20日

確定拠出年金(DC)充当の振込期限 10月末

【お振込み時留意事項】

- ・10,000円(1口)以上かつ限度額の範囲内でお振込みください。
- ・両プランとも積立を希望される場合には合算してお振込みいただけます。
- ・振込依頼人名は「ご自身の社員番号 カナ氏名」としてください。

3. 書類受領後の送金スケジュール

(株)N S F エンゲージメント 保険カスタマーセンターの書類受領日をもとに、以下のスケジュールで送金を行う予定です。書類の提出期限は原則退職月の20日(休日の場合は直前の営業日)とし、提出期限後に受領した場合には受領時の締切日をもとに処理を行います。なお、ご提出いただいた書類に不備等があった場合には送金が遅れることもございます。

●一時金受取

送金予定日は締切月翌月25日頃となります。

ただし、最終保険料の入金が完了している方は翌月5日頃の送金となります。

<在職中に脱退書類を提出した場合の一例>

書類受領日	締切日	最終控除月	入金予定日
8月15日	8月20日締切分	8月	9月25日頃
8月22日	9月20日締切分	9月	10月25日頃
9月10日	9月20日締切分	9月	10月25日頃

●年金受取コース

<年金受取の繰延をされる方>

指定の受取開始年月より送金開始となります。

<年金受取の繰延をされない方>

①退職時一時積立をされない場合

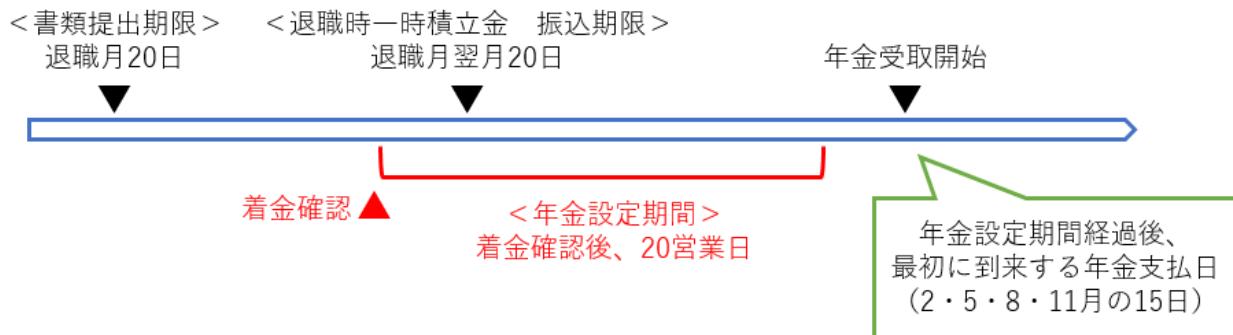
締切日(書類必着)	受取開始月
1月20日	5月
2月20日	
3月20日	
4月20日	8月
5月20日	
6月20日	
7月20日	11月
8月20日	
9月20日	
10月20日	翌年2月
11月20日	
12月20日	

※締切日が休業日の場合、前営業日が締切となります。

書類提出後

②退職時一時積立をされる場合

保険会社が最終保険料の入金を確認してから21営業日経過後、最初に到来する年金支払い日(2・5・8・11月の15日)より年金受取開始となります。



上記は、退職月の翌月に退職時一時積立をした場合のスケジュールです。

入金状況により、年金支払開始日は異なります。

4. 各種通知書の送付スケジュール

	年金受取	一時金受取
脱退手続き完了	<共通> 脱退年の保険料控除証明書	<確定申告用>支払明細書
据置処理完了後	<対象者のみ>据置年金のご通知	
据置期間中 (毎年5月初旬頃)	<対象者のみ> 据置年金積み立て内容のご通知	
据置期間終了の 3か月前までに	<対象者のみ> 据置中の年金のお支払い開始について	
年金受取開始月 初旬	年金証書・年金月額表・ 年金のしおり	
年金受取開始後 毎年1月	<確定申告用>年金支払証明書	
年金受取開始後 2・5・8・11月	年金支払のお知らせ	

5. よくあるお問い合わせ

<必要書類>

- マイプラン・ガッチャリプランの書類を同時に提出します。マイナンバー通知書のコピーは2部用意する必要がありますか

いいえ。同時にご提出いただく場合には1部で結構です。

ただし、別々にご提出いただく場合にはそれぞれご用意をお願いいたします。

<受取方法>

- マイプランとガッチャリプランの受取方法は同じものを選択しないとなりませんか

いいえ。プランごとに受取方法をお決めいただきます。

- 60歳前に退職しますが、15年保証期間付夫婦連生終身年金は選択できますか

いいえ。保険料払込完了年齢が60歳以上の方のみ、ご選択いただけます。

- 一時金または年金の受取口座にゆうちょ銀行は指定できますか

はい。ただし、「記号・番号」ではなく、銀行振込用の「店名・口座番号」が必要です。

「店名」は漢数字三桁、「口座番号」は数字七桁です。

「店名・口座番号」が不明な場合には、ゆうちょ銀行に直接お問い合わせください。

- 年金繰延期間中に年金受取開始年月を変更することは出来ますか

可能です。

「退職(脱退)後、最初に到来する年金支払開始月より10年以内」の範囲で変更可能です。

変更を希望される場合には、年金開始の2か月前までにお申し出ください。

- 年金繰延期間中に年金種類の変更をすることが出来ますか

年金受取開始前かつ最低必要残高等の年金選択要件を満たしていれば変更も可能です。

変更を希望される場合には、年金開始の2か月前までにお申し出ください。

- マイプラン・ガッチャリプランの一時金または年金は合算して振り込まれるのですか

いいえ。同じ受取方法を指定していても、プランごとに別々に送金されます。

- 年金や一時金を受け取る際に手数料が差し引かれますか

必要経費は日々の運用の中で控除しておりますので、送金の際に特別に手数料がかかることはありません。

お問い合わせ

<退職時一時積立>

・領収書の発行は出来ますか

いいえ。振込時のお客様控えにてご確認ください。

また、着金連絡等は行っておりませんので、確認が必要な方はお問い合わせください。

<税金>

・一時金受取を選択した場合の課税方法について

一時金受取額から払込保険料相当額を差し引いたものが一時所得として課税対象となります。

原則、確定申告をしてください。ただし、50万円の特別控除があります。

課税対象額 = (お支払い金額 - お支払い金額に対する保険料 - 特別控除額(最高50万円)) × 1/2

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

・在職中に脱退をしました。保険料控除証明書が送られてきたのですが、年末調整に自動反映されないのでしょうか。

脱退時期にもよりますが、原則自動反映されないため、年末調整時にご自身でお手続きをお願いします。年末調整に反映されている場合でも金額の訂正が必要なケースがあります。必ず、金額の一致を確認してください。訂正方法は各社人事にご確認をお願いいたします。

※なお、税金に関する個別の取り扱いにつきましては、加入者様の住所地等の所轄税務署や税理士にお問い合わせください。

<その他>

・確定給付企業年金(DB)や確定拠出年金(DC)と関連はありますか

企業年金制度とは関連がありません。総合個人年金は私的年金に該当します。

6. お問い合わせ先

株式会社N S F エンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンター

TEL : 0120-58-6633(受付時間 : 平日9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始・夏季休業日除く)

明治安田生命保険相互会社 総合法人第四部法人営業第二部

部署代表TEL : 03-3560-5796(受付時間 : 平日9:00~17:00 土・日・祝日除く)

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-19-他-008417